

## 愛知県発酵食ポータルサイト掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県発酵食ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）に掲載する際の必要な事項を定め、もって愛知県の発酵食文化を活用した観光振興に寄与することを目的とする。

### (掲載依頼者及び掲載目的)

第2条 掲載依頼は、「愛知『発酵食文化』振興協議会」（以下「協議会」という。）会員のほか、会員以外の者が、愛知県の発酵食文化を活用した観光振興に寄与する取組を実施する場合に掲載できるものとする。

### (使用申請・承認)

第3条 ポータルサイトへの掲載を希望する者は、愛知県発酵食ポータルサイト掲載情報（様式1）を協議会に提出し、承認を受けなければならない。

### (使用制限)

第4条 次に掲げる事項に該当する場合には、ポータルサイトへ掲載することはできない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動に利用されるおそれがある場合
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 掲載目的が明らかでない場合
- (4) 掲載内容を協議会が保証するものとして利用されるおそれがある場合
- (5) 自己の商標又は意匠として使用するおそれがある場合
- (6) 不当な利益をあげるために利用されるおそれがある場合
- (7) 協議会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (8) その他協議会が掲載するべきではないと判断した場合

### (掲載取消)

第5条 第3条の規定により掲載の承認を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当する場合には、協議会は掲載条件の変更又は取消を求めることができる。

- (1) 第4条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 掲載承認の際に付した条件に違反したとき。

(3) 虚偽又は不正により掲載申請を行ったとき。

(4) その他協議会が必要と認めたとき。

2 前項の規定による掲載承認の条件の変更又は取消によって発生する損害及び費用について、協議会は一切の責任を負わない。

(掲載期限)

第6条 掲載期限の詳細については別途協議するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、掲載に関する必要な事項は、必要に応じて別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月31日から施行する。